

尾張旭市地域クラブ活動指導者登録及び取扱要項

(目的)

第1条 本要項は、尾張旭市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）が運営主体として実施する尾張旭市地域クラブ活動（以下「地域クラブ」という。）において参加者の指導及び安全管理等にあたる指導者（以下「指導者」という。）の登録、選定、業務内容、待遇及び服務等に関し必要な事項を定め、もって安全安心かつ適正な活動環境を確保することを目的とする。

(指導者の要件)

第2条 指導者に登録できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 満18歳以上の者（高校生に該当する年度の従事不可）
- (2) 該当する種目の専門的な知識、技術又は指導経験を有する者
- (3) 心身ともに健康であり、参加者の健全育成に深い理解と情熱を有する者
- (4) 体罰、暴言、ハラスメント等の不適切な行為歴がない者

2 学校の教職員が指導者を兼ねる場合は、地方公務員法第38条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条等の規定に基づき、服務を監督する教育委員会の兼職兼業許可を事前に得なければならない。

(選定及び登録)

第3条 指導者としての活動を希望する者は、事務局が指定する登録申請手続を行うものとする。

2 事務局は、前項の申請があったときは、面接による審査を経て選定を行う。ただし、従前に中学校の部活動指導を継続して行っていた者又はこれと同等以上の指導実績があると事務局が認める者については、面接による審査を免除することができる。

3 審査に合格した者（前項ただし書の規定により、面接を免除された者を含む。）は、事務局が作成する研修プログラムに基づく指導者研修を受講しなければならない。当該研修の修了をもって、指導者としての登録（以下「指導者登録」という。）を行う。

(登録の有効期間)

第4条 指導者登録の有効期間は、登録された日の属する年度の3月31日までとする。ただし、事務局又は指導者から特段の申し出がない場合は、1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

(業務内容)

第5条 指導者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 参加者の発達段階に応じた安全で適切な技術指導
- (2) 活動中の参加者の安全管理、及び事故発生時の初期対応
- (3) 活動場所（学校施設等）の解錠、施錠、施設・用具の管理、準備及び片付け
- (4) 大会等へ参加する場合の引率及びこれに伴う安全管理
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域クラブの運営に関し事務局が必要と認める業務
（配置基準及びクラブ成立条件）

第6条 事務局は、活動時の安全安心及び適切な指導体制を確保するため、1回の活動につき原則2名以上の指導者を配置するものとする。ただし、種目の特性や参加者数に応じて、事務局が認める場合はこの限りでない。

2 1種目あたり3名以上の指導者の登録があることを、当該種目の活動を実施する成立条件とする。

（報酬等）

第7条 指導者への報酬は、時給2,000円とする。

2 報酬の日額上限は、8,000円とする。

3 報酬には、活動場所までの交通費その他一切の諸経費を含むものとし、交通費の別途支給は行わない。

4 兼職兼業の許可を得て従事する学校教職員の地域クラブ活動従事時間については、心身の健康を確保する観点から、原則として時間外在校等時間に含めるものとする。

（服務規律及び遵守事項）

第8条 指導者は、業務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域クラブの目的に鑑み、競技性や成果のみに偏重した指導を行わないこと。
- (2) 参加者の人権を尊重し、体罰、暴言、ハラスメント（いじめ、差別的発言等）を絶対に行わないこと。
- (3) 業務上知り得た参加者及び保護者の個人情報等を、他者に漏らし、又は目的外に使用しないこと。登録取消後又は指導者引退後も同様とする。
- (4) 参加者及び平日の部活動顧問等との間で、指定されたアプリケーション等のコミュニケーションツール（以下「連絡アプリ」という。）を適切に活用し、円滑な意思疎通を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、関係法令を遵守するとともに、指導者としての信用を失墜させるような行為を行わないこと。

(6) その他、地域クラブの運営に関し、事務局が指示する事項を遵守すること。

(解錠・施錠及び施設備品の管理)

第9条 指導者は、事務局から貸与される鍵を使用して、活動場所の解錠及び施錠を行うものとする。配付された鍵は各自の責任において厳重に管理し、他者に貸与又は譲渡してはならない。

2 活動終了時は、指導者が責任を持って施錠箇所の確認を確実に行わなければならない。

3 活動に使用する備品は、各中学校の備品を借用するものとし、使用後は速やかに点検及び清掃を行い、元の位置へ片付けるものとする。

(事故発生時の緊急対応)

第10条 指導者は、活動中に事故や負傷者が発生した場合は、周囲の安全を確認した上で、直ちに次の措置を講じなければならない。

(1) 緊急性がある場合は、救急車の出動要請（119番）を直ちに行い、救急車の誘導及び付添（傷病者の状況によっては指導者が救急車に同乗して病院へ行く）を行う。その後、保護者へ電話連絡を行い、連絡アプリ等を用いて事務局に報告する。

(2) 緊急性がない場合は、その場で直ちに応急処置（冷却処置、休息処置、絆創膏・ガーゼによる処置等。必要に応じて救急隊に指示を仰ぐ）を施す。その後、保護者へ症状や状態、搬送先等の連絡を行い、連絡アプリ等を用いて事務局に報告する。

2 前項に定める事故以外のトラブル対応が発生した場合も、速やかに連絡アプリ等を用いて事務局へ報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、市役所代表電話へ直接連絡するものとする。

(クラブ費の徴収)

第11条 各種目ごとの活動において参加費（月額3,000円）とは別に必要となる経費（備品代等）が発生する場合、指導者は事務局にその額、徴収方法及び使途を明示し、事前に事務局に許可を得た上で「クラブ費」として保護者から徴収することができる。

(大会への参加及び引率)

第12条 指導者は、参加者及び指導者が大会や試合への参加を希望する場合、大会規定及び競技団体のルールを十分に理解し、遵守した上で、地域クラブとして出場させることができる。

2 大会への参加可否は、参加者の安全確保、日頃の活動状況、競技団体の参加要件（費用、日程等）を総合的に踏まえ、参加者及び保護者の理解と同意

を得た上で、指導者が責任を持って判断する。

3 大会参加中における参加者の安全管理、引率、及び緊急時対応等については、配置された指導者が責任を持って対応しなければならない。

(保険及び損害賠償)

第13条 指導者は、事務局の負担により一括して加入する民間の保険の適用を受けるものとする。加入に伴う指導者の自己負担金は発生しない。

2 通常の活動中における不可抗力による事故については、加入する保険の補償範囲内において対応する。ただし、指導者の故意又は重大な過失により損害を生じさせた場合は、当該指導者が賠償責任を負うことがある。

(登録の取消し)

第14条 事務局は、指導者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録期間中であっても指導者登録を取り消すことができる。

- (1) 本要項又は地域クラブの実施要綱に違反する行為があったとき。
- (2) 指導者としてふさわしくない非行、不祥事、又は著しい規律違反があったとき。
- (3) 心身の故障等により、業務の遂行が困難と認められるとき。
- (4) その他、事務局が指導者として適当でないと認めたとき。

(委任)

第15条 本要綱に定めるもののほか、指導者の取扱いに関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

本要項は、令和8年9月1日から施行する。